

1 農業集落排水事業の概要

農業集落排水事業は、農村集落内の生活環境改善と公共用水域の水質保全を目的として、昭和58年に農林水産省において創設されました。

本市においては、昭和62年から「平須」地区の整備に着手し、「下入野」、「飯富」、「上国井」、「大場森戸」、「加倉井」、「藤井岩根成沢」地区の整備を完了させました。その後、内原町との合併により「大足」、「宿場古屋」、「筑地赤尾関」地区を加えるとともに、「金谷」地区の農村下水道を編入、さらに平成24年度末には、「下大野上大野」、「内原北部」地区の整備が完了し、13地区を供用することとなりました。

平成30年度には、老朽化が著しく維持管理に支障をきたしていた「金谷」地区を隣接する「加倉井」地区に統合し、現在12地区の処理施設が供用しており、適正な維持管理を図りながら水質保全に努めております。

また、施設の老朽化による処理機能の低下が見られる地区については、処理施設の機能強化事業が行われました。

平成14年度には、「平須」地区で事業採択を受け、平成15～18年度に処理方法の変更を行うための改築工事を行い、計画人口を1,210人から2,130人としました。

平成24年度には、「下入野」地区で事業採択を受け、平成25年度に処理方法の変更を行うための改築工事を行いました。

平成29年度には、「宿根古屋」地区で事業採択を受け、令和元年度に処理方法の変更を行うための改築工事を行い、将来人口を考慮し、計画人口を1,000人から650人としました。

さらに、令和元年10月に上陸した台風19号によって、本市の農業集落排水施設も甚大な被害を受けました。「飯富」地区においては、処理場及び中継ポンプ施設8箇所、「藤井岩根成沢」地区においては、中継ポンプ施設12箇所が浸水によって使用不能となる被害を受け、令和元～2年度にかけて災害関連農村生活環境施設復旧事業が行われました。

2 処理施設の概要

地区の名称	計画区域		処理施設			
	面積 (ha)	人口 (人)	場 所	処 理 方 法	計画汚水量 (m ³ /日)	供用開始
平須	68	2,130	平須町 547-7	協会型膜分離活性汚泥方式 2 系列 JARUS 型	576	平成 3 年
下入野	31	640	下入野町 1215	連続流入間欠ばっ気方式 1 系列 JARUS-XIV G 型	173	平成 6 年
飯富	122	2,200	飯富町 4959-2	流量調整槽前置回分方式+接触 ばっ気+砂濾過施設 2 系列 JARUS-X I 型	594	平成 7 年
上国井	75	1,400	上国井町 833-1	流量調整槽前置回分方式 2 系列 JARUS-X II G 型	378	平成 10 年
大場森戸	60	1,270	大場町 2200-1	流量調整槽前置回分方式 2 系列 JARUS-X II G 型	343	平成 10 年
加倉井	83	1,610	加倉井町 312-3	流量調整槽前置回分方式 2 系列 JARUS-X II G 型	435	平成 12 年
藤井岩根成沢	91	2,420	藤井町 2645	流量調整槽前置回分方式 2 系列 JARUS-X II G 型	654	平成 20 年
下大野上大野	131	2,000	下大野町 1797	流量調整槽前置回分方式 2 系列 JARUS-X II G 型	540	平成 23 年
大足	42	1,050	大足町 1830-2	流量調整槽前置嫌気性ろ床併 用接触ばっ気方式+砂濾過施設 2 系列 JARUS-III 型	284	平成 3 年
宿根古屋	45	650	鯉淵町 7520	最初濾過槽を前置した連続 流入間欠ばっ気方式 1 系列 JARUS-XIV R 型	176	平成 7 年
筑地赤尾関	75	1,050	赤尾関町 746-5	流量調整槽前置回分式活性汚 泥方式 2 系列 JARUS-X II G 型	284	平成 14 年
内原北部	48	1,350	有賀町 2471, 2472 の一部	流量調整槽前置回分式活性汚 泥方式 2 系列 JARUS-X II G 型	365	平成 25 年

処理場数：13 箇所，中継ポンプ施設 200 箇所，管路延長：約 185km

【令和 5 年度末普及率(農業集落排水)】

(R6. 3.31 現在)

住民基本台帳人口(人)	整備人口(人)	水洗化人口(人)	普及率(%)	水洗化率(%)
(A)	(B)	(C)	(B/A)	(C/B)
267,902	8,704	7,872	3.3	90.4

3 農業集落排水処理施設使用料

農業集落排水処理施設使用料は平須地区の供用開始に併せて使用料賦課制度として，定額制（基本料金＋人員割料金）を採用してきましたが，令和 5 年度に地方公営企業法の適用と，将来的な公共下水道への接続を見据えて，使用料体系を定額制から従量制に改め，公共下水道使用料と同じ使用料設定としました。また，使用料体系が大きく変更されたことから，この変更により使用料負担額が増額となる世帯に対して，令和 7 年度までの激変緩和措置を講じています。

【農業集落排水処理施設使用料の変遷】

期 間	一 般 用		一 般 営 業 用		業 務 用		公 共 用	
	基本料金 (円)	人員割料金 (円/人)	基本料金 (円)	人員割料金 (円/人)	基本料金 (円)	人員割料金 (円/人)	基本料金 (円)	人員割料金 (円/人)
平成3年度から 平成6年度まで	1,500	300	3,000	200	3,000	200		
平成7年度から 平成16年度まで	1,500	300	3,000	200	3,000	200	3,000	200
平成17年度から 平成20年度まで	1,500	400	3,000	300	3,000	300	3,000	300
平成21年度から 平成24年度まで	1,500	450	3,000	400	3,000	400	3,000	400
平成25年度	1,800	450	3,000	400	3,000	400	3,000	400
平成26年度から 平成27年度まで	1,850	460	3,080	410	3,080	410	3,080	410
平成28年度から 令和元年9月まで	2,050	460	3,200	460	3,200	460		
令和元年10月から 令和4年度まで	2,090	470	3,260	470	3,260	470		
令和5年度以降	公共下水道使用料と同じ							

4 新規使用者負担金

施設の供用が開始された後に新規に加入する方には、上下水道事業管理者の新規使用認定を受け、各地区の新規使用者負担金を納入していただきます。

また、取付管及び公共ますの設置に要する費用は、認定を受ける方に負担していただきます。なお、設置後はその施設を市へ寄付していただくことによって、市が維持管理を行うことになります。

【各地区の新規使用者負担金額】

区 分	負担金の額 (円) (建築物1戸につき)
平須地区農業集落排水処理施設	200,000
下入野地区農業集落排水処理施設	100,000
飯富地区農業集落排水処理施設	130,000
上国井地区農業集落排水処理施設	200,000
大場森戸地区農業集落排水処理施設	200,000
加倉井地区農業集落排水処理施設	200,000
藤井岩根地区農業集落排水処理施設	200,000
下大野上大野地区農業集落排水処理施設	270,000
大足地区農業集落排水処理施設	120,000
宿根古屋地区農業集落排水処理施設	189,000
筑地赤尾関地区農業集落排水処理施設	300,000
内原北部地区農業集落排水処理施設	230,000

5 今後の方針

農業集落排水事業は、処理区域内人口の減少、処理施設の老朽化、維持管理費の増大など、近年、農業集落排水施設を取り巻く社会状況は大きく変化しており、より効率的、効果的で持続可能な事業運営が求められています。そのため、汚水処理施設の統廃合等により既存施設を有効活用した効率的な事業運営を推進することにより、持続可能な生活排水処理を実現していく必要があります。

こうしたなか、令和5年3月に茨城県が改定した「生活排水ベストプラン」では、汚水処理施設の統廃合等に関する「広域化・共同化計画」が策定され、本市の農業集落排水事業は公共下水道へ接続する方針としました。しかし、統合する時期については、短期（令和5年～9年度）から長期（令和15～34年度）の計画としていることから、機能診断調査や最適整備構想を策定し、既存施設の劣化状況を適切に把握するとともに、更新が必要と見込まれる施設については、重要度や緊急度に応じて必要最小限の維持管理に努め、効率的な事業運営を行っていきます。